

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会傍聴取扱要領

(趣旨)

第 1 条 当該要領は、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(市民への周知)

第 2 条 会議の開催にあたっては、原則、市報及びホームページへの掲載等の方法により、事前に市民に周知する。

(傍聴を希望する者の手続等)

第 3 条 傍聴人の定員は、原則 10 人とする。ただし、会長が協議会に諮り、別に認めた場合はこの限りではない。

2 傍聴の受付は、傍聴の希望者が会議の当日、開会予定時刻の 30 分前までに会議場所前に参集し、傍聴申出書(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、申し出ることによって行うものとする。

3 傍聴の希望者が定員を越えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。なお、開会 30 分前以降の希望者については、定員の範囲内で先着順に傍聴ができるものとする。

4 傍聴人は、傍聴許可証(様式第 2 号)の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加える恐れがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 鉢巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用または装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓等の楽器類やラジオ、拡声器等を携帯している者
- (6) その他議事を妨害するなどの恐れがあると会長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事の内容を批判したり、賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等の行為により騒ぎたてないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話は音が出ないようにし、使用しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影または録音等の禁止)

- 第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等の撮影または録音をしてはならない。
ただし、あらかじめ申し出があり、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により、協議会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(傍聴人の退場)

- 第 7 条 傍聴人が当該要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。
- 2 傍聴人は、会議において公開しないこととされた案件が議論される時は、直ちに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱)

- 第 8 条 報道関係者は、第 3 条第 1 項に規定する傍聴人の定員には含めない。
- 2 第 3 条から第 7 条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合にも準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替える。

(その他)

- 第 9 条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号) 第3条関係

傍聴申出書

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会

令和 年 月 日

番号	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

(様式第 2 号) 第 3 条関係

					NO.
傍	聴	許	可	証	
尼崎市いじめ問題対策連絡協議会					
令和	年	月	日	開催	

(様式第 2 号) 第 3 条関係

					NO.
傍	聴	許	可	証	
尼崎市いじめ問題対策連絡協議会					
令和	年	月	日	開催	

写 真 撮 影 等 許 可 願

撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備考	

上記のとおり許可願います。

令和 年 月 日

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会会長 様

(申請者氏名)

印